

令和 7 年 6 月

宇土市議会定例会議案（その 2）

令和 7 年 6 月 1 6 日招集

令和 7 年 6 月市議会定例会議案（その 2）目次

番 号	議 案 名	ページ
議案第 4 8 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第 3 号 令和 6 年度宇土市一般会計補正予算（第 9 号） について	1 別冊
議案第 4 9 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第 6 号 宇土市税条例の一部を改正する条例について	2
議案第 5 0 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第 7 号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例について	5
議案第 5 1 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第 8 号 宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例 について	7
議案第 5 2 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第 9 号 宇土市固定資産評価員の選任について	9
議案第 5 3 号	宇土市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 の一部を改正する条例について	1 0
議案第 5 4 号	宇土市税条例の一部を改正する条例について	1 1
議案第 5 5 号	宇土市債権管理条例の制定について	1 5
議案第 5 6 号	宇土市健康福祉館条例の一部を改正する条例について	1 9
議案第 5 7 号	宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	2 0
議案第 5 8 号	宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例について	2 2
議案第 5 9 号	令和 7 年度 準用河川船場川（南段原工区）改修工事請負契 約の締結について	2 4

議案第 6 0 号	令和 7 年度宇土市一般会計補正予算（第 1 号）について	2 5 別冊
議案第 6 1 号	令和 7 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	〃
議案第 6 2 号	令和 7 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	2 6 別冊
議案第 6 3 号	令和 7 年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	〃
議案第 6 4 号	令和 7 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 1 号）について	2 7 別冊
報告第 3 号	令和 6 年度宇土市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	2 8
報告第 4 号	令和 6 年度宇土市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	3 3
報告第 5 号	令和 6 年度宇土市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	3 5
報告第 6 号	宇土市土地開発公社の経営状況の報告について	3 7
報告第 7 号	専決処分の報告について 専決第 4 号 損害賠償額の決定について	6 6
報告第 8 号	専決処分の報告について 専決第 5 号 損害賠償額の決定について	6 7
報告第 9 号	専決処分の報告について 専決第 1 0 号 損害賠償額の決定について	6 8

議案第 48 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記の事件を専決処分したので、同条第 3 項の規定により次のとおり報告し、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 16 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

専決第 3 号

専 決 処 分 書

令和 6 年度宇土市一般会計補正予算（第 9 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 24 日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

専決理由

既定予算を補正する必要性が生じたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものである。

議案第49号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事件を専決処分したので、同条第3項の規定により次のとおり報告し、その承認を求める。

令和7年6月16日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

専決第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件について専決処分する。

令和7年3月31日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

1 宇土市税条例の一部を改正する条例について

専決理由

条例を改正する必要性が生じたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものである。

宇土市税条例の一部を改正する条例

宇土市税条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「、又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第2号中「同条第15項」を「同法第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機

の総排気量及び最高出力)」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号を次のように改める。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

- 14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第10条の4及び第10条の5を削る。

附則第10条の6第1項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「附則第16条の4第6項」を「附則第16条の2第6項」に改め、同項第1号中「附則第12条の6第1項第3号」を「附則第12条の4第1項第3号」に改め、同条第2項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「令和5年度分及び令和6年度分」を「令和7年度分及び令和8年度分」に改め、同条第3項中「附則第16条の4第4項」を「附則第16条の2第4項」に改め、同項第3号及び第5号中「附則第16条の4第3項」を「附則第16条の2第3項」に改め、同条第4項中「附則第16条の4第9項」を「附則第16条の2第9項」に改め、同条を附則第10条の4とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の宇土市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 50 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記の事件を専決処分したので、同条第 3 項の規定により次のとおり報告し、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 16 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

専決第 7 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件について専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

1 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

専決理由

条例を改正する必要性が生じたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものである。

宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宇土市国民健康保険税条例（昭和 34 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「650,000 円」を「660,000 円」に改め、同条第 3 項ただし書中「240,000 円」を「260,000 円」に改める。

第 23 条第 1 項中「650,000 円」を「660,000 円」に、「240,000 円」を「260,000 円」に改め、「及びカ」を削り、同項第 2 号中「295,000 円」を「305,000 円」に改め、同項第 3 号中「545,000 円」を「560,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の宇土市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 51 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記の事件を専決処分したので、同条第 3 項の規定により次のとおり報告し、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 16 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

専決第 8 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件について専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

1 宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例について

専決理由

条例を改正する必要性が生じたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものである。

宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例

宇土市税特別措置条例（昭和 57 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改め、同号イ中「から第 4 号まで」を「又は第 4 号」に、「同条第 4 号」を「同号」に改め、同条第 2 号中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇土市税特別措置条例第 2 条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された施設又は設備

については、なお従前の例による。

議案第 52 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記の事件を専決処分したので、同条第 3 項の規定により次のとおり報告し、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 16 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

専決第 9 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件について専決処分する。

令和 7 年 4 月 1 日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

1 宇土市固定資産評価員の選任について

専決理由

宇土市固定資産評価員である税務課長の令和 7 年 4 月 1 日付け人事異動に伴い、後任を選任する必要が生じたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものである。

宇土市固定資産評価員の選任について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 404 条第 2 項の規定により、次の者を宇土市固定資産評価員に選任する。

宇土市市民環境部税務課長 ほんぼり 本堀 たけふみ 武史

議案第 5 3 号

宇土市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例
について

宇土市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 1 6 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例
宇土市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 1 6 年条例第 1 9 号)
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号中「その他」を「前 3 号に掲げるもののほか、」に改める。

第 4 条に次の 1 号を加える。

(5) 廃止、大規模な改修等(以下「廃止等」という。)が決定された公の施設を廃止等が行われるまでの間又は廃止等の具体的な検討が行われている公の施設を当該検討の結論を得るまでの間、既に当該公の施設の管理を行っている団体等に引き続き当該公の施設の管理を行わせようとするとき。

第 7 条第 2 項第 3 号中「かかる」を「係る」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

指定管理候補者の選定の特例に関する規定を見直すため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 5 4 号

宇土市税条例の一部を改正する条例について

宇土市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 1 6 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市税条例の一部を改正する条例

宇土市税条例（昭和 3 4 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条中「は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 1 8 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 3 4 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」を「、法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第 1 6 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 1 6 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 9 2 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 9 2 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 9 3 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 9 4 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 9 2 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部

又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

- (2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の宇土市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の宇土市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、宇土市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 宇土市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 5 5 号

宇土市債権管理条例の制定について

宇土市債権管理条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 1 6 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市債権管理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、当該事務の一層の適正化及び公正かつ公平な市民負担の確保を図り、もって健全な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 強制徴収公債権 市の債権のうち、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定に基づく徴収金に係る債権及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (3) 私債権等 市の債権のうち、強制徴収公債権以外のものをいう。

(他の法令等との関係)

第 3 条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくはこれらに基づく規則（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 2 項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 1 0 条に規定する企業管理規程を含む。次条において同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第 4 条 市長（地方公営企業法第 8 条第 2 項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）は、この条例の目的を達成するため、法令又は条例等（以下「法令等」という。）で定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

(台帳の整備)

第 5 条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳（電子的方式、電磁的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録を含む。）を備えなければならない。ただし、債権の性質上特にその必要がないと認められるときは、この限りでない。

(滞納者に関する情報の収集等)

第 6 条 市長は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、当該市の債権の管理に関する事務を行うため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な

限度で、法令等の規定に従い、当該債務者の情報（地方税法第22条の規定による地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に関して知り得た秘密を除く。）を同一の実施機関（宇土市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第31号）第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。）内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。

2 市長は、前項の規定により利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。

3 市長は、第1項の規定により利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

（督促）

第7条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しないものがあるときは、法令等の定めるところにより、これを督促しなければならない。

（強制徴収公債権の滞納処分等）

第8条 市長は、強制徴収公債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令等の定めるところにより行わなければならない。

（私債権等の強制執行等）

第9条 市長は、私債権等について、強制執行その他当該私債権等の保全及び取立てに関し必要な措置並びに徴収停止、履行期限の延長又は私債権等及びこれに係る損害賠償金等の免除を行う場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第171条の2から第171条の7までの規定により行わなければならない。

（私債権等の放棄）

第10条 市長は、私債権等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該私債権等及びこれに係る損害賠償金等の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合において、その相続財産の価額が、強制執行をした場合の費用並びに他の債権等に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- (3) 債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で履行の見込みがないと認められるとき。
- (4) 政令第171条の2又は同令第171条の4第1項若しくは第2項の規定による措置をとったにもかかわらず完全に履行されない場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で債務の履行の見込みがないと認められるとき。

- (5) 政令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難又は不適当であると認められるとき。
- (6) 債務者が失踪、所在不明その他これらに準ずる事情にあり、履行の見込みがないと認められるとき。
- (7) 消滅時効に係る時効の援用を要する債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効を援用しないと認められる特別な理由があるときを除く。）。
- 2 市長は、前項の規定により私債権等を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の際現に市が保有している市の債権についても適用する。

（宇土市営住宅条例の一部改正）

- 3 宇土市営住宅条例（平成9年条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第6章 債権の放棄（第56条の3）

第7章 補則（第57条―第60条）

第8章 罰則（第61条） 」を

「第6章 補則（第57条―第60条）

第7章 罰則（第61条） 」に改める。

第6章を削り、第7章を第6章とし、第8章を第7章とする。

（宇土市特定公共賃貸住宅条例の一部改正）

- 4 宇土市特定公共賃貸住宅条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第31条の3を削る。

（宇土市営単独住宅条例の一部改正）

- 5 宇土市営単独住宅条例（平成30年条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 債権の放棄（第44条の2）

第5章 補則（第45条―第48条）

第6章 罰則（第49条） 」を

「第4章 補則（第45条―第48条）

第5章 罰則（第49条） 」に改める。

第4章を削り、第5章を第4章とし、第6章を第5章とする。

（宇土市水道事業給水条例の一部改正）

- 6 宇土市水道事業給水条例（平成10年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第 37 条の 2 を削る。

提案理由

債権管理に係る市の統一基準を定め、債権管理の一層の適正化及び未収金対策強化を図るため、条例を制定する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 56 号

宇土市健康福祉館条例の一部を改正する条例について

宇土市健康福祉館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 16 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市健康福祉館条例の一部を改正する条例

宇土市健康福祉館条例（平成 17 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表入館料（市内居住者）の項中「300 円」を「400 円」に、「200 円」を「300 円」に改め、同表入館料（他市町村居住者）の項中「400 円」を「500 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

提案理由

宇土市健康福祉館（あじさいの湯）の入館料を見直し、円滑な施設運営を図るため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 57 号

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 16 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 37 条第 1 項中「第 42 条第 3 項第 1 号」を「第 42 条第 3 項」に改める。

第 42 条第 1 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同項第 1 号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 9 項を第 11 項とし、第 4 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り下げ、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 42 条第 3 項第 1 号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第 42 条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 58 号

宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 16 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「以下この号」の次に「及び第 6 項第 1 号」を加え、同条第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 6 条第 3 項第 1 号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第 6 条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第3条中「施行日」を「この条例の施行の日」に、「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 59 号

令和 7 年度 準用河川船場川（南段原工区）改修工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 16 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 令和 7 年度 準用河川船場川（南段原工区）改修工事 |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 199,672,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） |
| 4 | 契約の相手方 | 宇土市浦田町 144 番地の 3
株式会社吉田組
代表取締役 丘 清哉 |

提案理由

予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事の請負に関する契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 6 0 号

令和 7 年度宇土市一般会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度宇土市一般会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定める。

令和 7 年 6 月 1 6 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 6 1 号

令和 7 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定める。

令和 7 年 6 月 1 6 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 6 2 号

令和 7 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定める。

令和 7 年 6 月 1 6 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 6 3 号

令和 7 年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定める。

令和 7 年 6 月 1 6 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 6 4 号

令和 7 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定める。

令和 7 年 6 月 1 6 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

